



議案第十三号

三朝町町営住宅設置及び管理に関する条例の一部改正について

次のとおり三朝町町営住宅設置及び管理に関する条例の一部を改正することについて、地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第九十六条第一項の規定により、本議会の議決を求める。

昭和四十八年三月十二日

三朝町長 坂 出 雅 己

昭和四十八年三月十九日 原案可決

三朝町議会議長牧田 禎

三朝町条例第

号

三朝町町営住宅設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例

三朝町町営住宅設置及び管理に関する条例（昭和四十五年三朝町条例第二十六号）の一部を次のように改正する。

第五条第五号及び第六号中「二万七千円」を「三万円」に改める。

第六条第二号中「二万七千円」を「三万円」に、「四万六千円」を「五万八千円」に改める。

第二十条第三項中「四万六千円」を「五万八千円」に、「二万七千円」を「三万円」に改める。

第二十二條第二項の表中「四万六千円」を「五万八千円」に、「五万九千円」を「七万七千円」に、「二万七千円」を「三万円」に改める。

附則第五項中「四万六千円」を「五万八千円」に、「五万九千円」を「七万七千円」に、「二万七千円」を「三万円」に、「三万四千円」を「四万三千円」に改める。

附 則

この条例は、昭和四十八年四月一日から施行する。